

卵の花の、匂う垣根に 時鳥、早も来鳴きて 忍音もらす、夏は来ぬ

通潤山荘のロビーに夏をイメージした植物が飾られています。これは宿泊や食事に来られた方に目でも楽しんでもらおうと、今年から始められた試みです。制作に携わった村山さんは、「季節が変わるごとに少しずつ、中身を変化させていきたい。」と話されました。無期限で展示されていますので、皆さま足を運ばれて、その時期の植物を楽しまれてはいかがでしょうか？。

今月の主な話題

- 町長室から、YOU&YOU通信 3
- まちの話題 12～13
- すくすく育て 17
- 6月のカレンダー 20

不法投棄は絶対ダメ！ (6月は環境月間です)

～みんなで「不法投棄 (ごみのポイ捨て)」が起きないように監視しましょう！～

美しい環境は、みんなで守ることが大切です。不法投棄されたものは、そのまま放置されることで、さまざまな影響とトラブルを生み出します。また、夏場になると悪臭や害虫の発生源となることがあります。これからは不法投棄に対しては、「しない」「させない」「ゆるさない」で、ひとりひとりができることから、行動しましょう。



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

不法投棄は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

光化学スモッグにご注意！！

◎光化学スモッグとは

春を迎え、日差しが強くなるに伴い、熊本県では『光化学スモッグ』が発生しやすい季節になります。気温が20℃以上で、風が弱く、晴れているのに空に白くモヤがかかる日には、光化学スモッグに注意が必要です。

◎光化学スモッグ注意報とは

光化学スモッグが発生すると「目がチカチカする」「のどがイガイガする」などの症状が現れることがあるため、光化学オキシダントの濃度が基準を超えたら「光化学スモッグ注意報」を発令します。注意報が発令されたら屋外での運動などをやめ、できるだけ早く室内に入ってください。



【光化学スモッグのないときの空の状態】



【光化学スモッグが発生したときの空の状態】

もし症状が現れたら、水道水などのきれいな水で洗眼、うがいなどを十分にを行い休息して下さい。それでも回復しない場合や、咳や頭痛などの他の症状が続く場合は、医師の診察を受けるとともに、役場や御船保健所、県の環境保全課までご連絡下さい。

◎光化学スモッグ注意報の発令に注意してください。

県では、注意報の発令と同時にメールを配信する「大気環境情報メール」サービスを行っています。是非登録いただき、注意報が発令されたら、屋外で運動等を控えるようお願いいたします。なお、本メールではPM2.5のお知らせも配信します。

※「光化学スモッグメール」登録方法

「sky@123123.tv」に空メールを送信し、自動返信されるURLにアクセスして、指示に従って登録してください。(熊本県環境生活部環境局 環境保全課 ☎096-333-2269)

◎大気測定車によるPM2.5の調査報告 (測定目的: PM2.5について近隣地域との関係を知る)

1月16日から2月16日まで道の駅通潤橋駐車場(標高約450m)にて測定をおこないました。その結果、異常は認められませんでした。また同時期に近隣の大気環境の地域測定局(甲佐町・益城町・高千穂町)で調査された結果とほぼ同じような内容となりました。今後も日頃の天気を気にしながら大気環境に興味関心を持ち続けましょう。 ※情報は都道府県か市町村のホームページから随時確認ができます。



光化学スモッグ発生メカニズム

町長室から

工藤 秀一

大野小学校、蘇陽中学校の出身で現在 熊本県立東稜高等学校生物部の部長である栗屋大志君が、5月11日から16日にアメリカ・ロサンゼルスで開催される「国際学生科学技術フェア」に日本代表メンバーとして派遣されます。

この「国際学生科学技術フェア」は、70カ国の高校生が英語で研究成果を発表し競い合う世界最大の科学コンテストで、熊本県からの代表派遣は1968年宇土高校以来46年ぶりの快挙です。

今回の栗屋大志君が在籍する生物部の研究は、昨年行われた「日本学生科学賞」という日本で最も権威のある科学研究のコンテストで、「飛翔する昆虫の体温変化」の研究成果が認められ、全日本科学教育振興委員会賞を受賞しました。このコンテストの入賞作品の中から「国際学生科学技術フェア」に日本代表メンバーとして派遣が

決定されたものです。

スポーツ関係での国際大会出場は過去にもありましたが、科学技術部門での国際大会出場は聞いたことがありません。山都町といたしましても大変名誉なことであり、喜ばしい限りであります。今回、激励の横断幕を掲げるなど、地域住民をあげて応援していただいています。

5月3日に栗屋大志君とご両親を招き壮行会を行いました。その時、今回の研究内容の説明、栗屋君の小中学校での活躍などを、本人やご両親から詳しく聞くことができました。彼の素直で粘り強い性格がよくわかり、加えて栗屋君を見られるご両親のまなざしが、とてもあたたかく印象的でした。

山都町の将来を担う子どもたちは町の宝であります。子育ては、「きちんとあいつができる」とか「人の話を聞くことができる」とか基本的なことを、当たり前前に行えるようにすることが、ますます大切であるといわれています。子どもたちを育て育む環境について、しっかりと整備していくこととします。

YOU&YOU通信

Vol. 84

結婚相談員の委嘱状交付式を行いました



左から佐藤相談員、荒木相談員、興柁相談員、山下相談員。 ※栗屋相談員、松本相談員は欠席。

今年度の結婚相談員として、前年度に引き続きみなさんに再任いただき、6名のメンバーで活動していきます。

結婚相談員の仕事は、地元の独身者の把握を行い、独身者へのYOU&YOUの紹介や登録希望者を募ったりと、事務局との橋渡しの存在として大きな役割を担っています。婚活を頑張りたい！または婚活に興味がある独身者の紹介などございましたら、各地区、お近くの相談員

お気軽にご相談ください！
次回のYOU&YOU通信からは、結婚相談員をお一人ずつ紹介していきます。

■連絡先

- 矢部地区：山下 哲矢 (御所) ☎76-0530
- 松本 友幸 (城平) ☎72-0001
- 清和地区：佐藤 敬二 (小中竹) ☎82-2519
- 荒木 博道 (須原) ☎82-2682
- 蘇陽地区：栗屋 誉男 (神ノ前) ☎83-0691
- 興柁 桃子 (今) ☎83-0524

●問い合わせ先

- YOU&YOU事務局 (役場 総務課) 下田・吉田
- 【専用電話】 090-9565-9589
- 【専用アドレスPC】 marriage.support@town.kumamoto-yamatol.jp
- 【専用アドレス携帯】 you_and_you@docomo.ne.jp

図書館情報

— 読書とは、自分の心と対話することです —

●お問い合わせ・本館 73-1616 ・清和 82-3033 ・蘇陽 73-2755
●休館日：全館共通（月曜日・月末日・祝日・お盆・年末年始）

今月のおすすめの本



「アンのかごー 村岡花子の生涯」

村岡 恵理 著
新潮社 NDC289

ひとりの少女が戦時中に会い、大事にしていた一冊の本は、その少女のその後の人生を大きく変えることとなりました。

名作「赤毛のアン」の翻訳者村岡花子、その生涯を孫である村岡理恵が見つめた評論です。



「思い出のマーニー 上・下」

ジョン・G・ロビンソン著
松野 正子訳
岩波少年文庫 NDC933

両親を亡くしたアンナは、養夫婦との生活を始めますがなかなか打ち解けることができません。海辺の村に預けられたアンナは、ある女の子と仲良しになります。だけど、村の人たちは女の子の事を知らなくて…。

アンナと不思議な少女の秘密とは。この夏アニメ映画化され公開が予定されています。

★平成26年6月のわくわく号運行予定★



蘇陽地区

月 日	巡回場所・時間
6月4日(水)	蘇陽南小学校(午後1時～) 馬見原保育園(午後1時30分～) 菅尾保育園(午後2時15分～) 二瀬本保育園(午後2時45分～) 蘇陽小学校(午後3時～) 蘇陽キッズ(午後3時15分～)
6月5日(木)	ブルーベリーの家(午前10時30分～) 蘇望苑(午前11時～) 蘇陽総合支所(午後0時30分～) 蘇陽中学校(午後1時30分～) ほたるの里(午後2時15分～) 大迫公民館(午後3時～)
6月6日(金)	スクランブル(午前10時30分～) 二瀬本コミュニティセンター(午前11時～) 花上多目的集会所(午後1時～) 上差尾興和商店(午後1時45分～) 菅尾まこと薬局駐車場(午後2時30分～)

矢部地区

月 日	巡回場所・時間
6月18日(水)	金内公民館(午前9時45分～) こころ(午前10時30分～) 島木のお店(午前11時15分～) 白小野(午後1時～) 万坂(午後1時30分～) 改善センター(午後1時40分～) さくらんぼ愛園(午後2時10分～) 大地(午後2時35分～)
6月19日(木)	稲生野(午前9時45分～) 一の瀬(午前10時20分～) よってはいよ(午前11時～) あおぞら(午後1時35分～) 富士ラーメン(午後2時～) 白糸事務所(午後2時30分～) 笈石(午後3時～) 菅(午後3時20分～)
6月20日(金)	風ノ木(午前10時～) 浜美荘(午前10時30分～) 千寿苑(午後0時30分～) 大矢荘(午後1時15分～) 光露館(午後1時40分～) 彩雲苑(午後2時～)

清和地区

月 日	巡回場所・時間
6月10日(火)	小峰保育園(午前10時～) 清和小学校(午前10時30分～) 清和総合支所(午後0時30分～) 清和中学校(午後1時～) 大川保育園(午後1時30分～)
6月11日(水)	原尻公民館(午前10時～) 花高原(午前10時30分～) 井無田公民館(午前11時～) 井無田診療所横(午前11時30分～) 支援ハウス(午後1時～) 清和児童育成クラブ(午後3時30分～)

※図書館利用者カードをお持ちの方は、貸し出しに必要ですので必ずお持ちください。
※本をたくさん借りられる方はマイバッグの持参にご協力ください。巡回場所での滞在時間は約30分です。
※貸出期間は1か月です。次に借りたい方がいらっしゃいますので、返却期限での返却にご協力ください。

図書館ミニミニおたのしみ会が開催されました

4月20日「子どもの読書週間」にあわせて、「図書館ミニミニおたのしみ会」が開催されました。手遊びや、パネルシアター、大型絵本の読み語りなど、お話をみんなで楽しみました。みんなお話が大好きで、聞き入っていました！



今回は工作の時間もおり、ぱくぱく人形を作りました。

おうちの人や兄弟と一緒に作って、みんな上手に完成しました。自分のお人形を持ってハイチーズ！



清和分館に本の返却ポストできました！



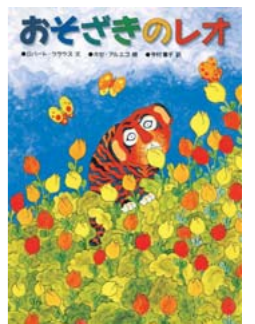
清和分館に本の返却ポストができました。休館日などにご利用ください。※CD、DVDは破損につながりますので、必ずカウンターでの返却をお願いします。

平成25年度図書館貸出第1位発表！

昨年最も貸出された人気の本は一般書「永遠の0」児童書・絵本「おそぎのレオ」です。

平成18年に出版された「永遠の0」は昨年映画化されたこともあり、各図書館・移動図書館で予約が多かった本です。

「おそぎのレオ」は読み語りでも大人気で、子育て中の方におすすめの絵本です。



国民健康保険に加入または脱退するときは 14日以内に届け出を!

国民健康保険に加入したり脱退するときには届け出をする必要があります。
次のような場合には必要な書類をお持ちいただき、健康福祉課で手続きしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印かん
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印かん
	生活保護を受けなくなったとき	印かん
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の保険証、印かん
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、印かん

○加入の届け出が遅れると・・・

- ・国民健康保険税は届け出をした月からではなく、資格を得た月の分からさかのぼって納めることとなります。
- ・加入の手続きが遅れてしまった期間にかかった医療費は全額自己負担になる場合があります。

○脱退の手続きが遅れると・・・

- ・脱退の手続きをしないまま、国民健康保険証を使って診療等を受けた場合、国保が負担した分の医療費を返還していただくこととなります。
- ・国民健康保険税の精算ができず、請求されたままになります。

問い合わせ先 健康福祉課国保年金係（72-1173）

環境保全型農業直接支援対策のお知らせ

山都町では、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に支援を行います。

環境保全型農業直接支払交付金

1. 対象農業者

販売を目的とした生産を行う農業者、農業者グループが支援の対象となります。

ただし、以下の要件があります。

- ①エコファーマー認定を受けること。（注 有機農業の取組者については特例措置あり）
- ②農業環境規範に基づく点検を行うこと。

2. 支援対象取組・・・下記の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組

I 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と併せて①～⑥のいずれかを組み合わせた取組

- ①カバークロープ・・・主作物の栽培前後にいずれかの緑肥等を作付けする取組
- ②炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用・・・主作物の栽培前後に堆肥を施用する取組
- ③夏期の湛水管理・・・主作物の栽培前後に2か月以上の湛水を行う取組
- ④リビングマルチ・・・主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組
- ⑤草生栽培・・・主作物の圃地に麦類や牧草等を作付けする取組
- ⑥冬期湛水・・・冬期間の2か月以上水田に水を張る取組

注) 上記①～⑥の取組みについては要件があります。（詳しくはお問い合わせください。）

II 有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）

3. 支援の水準

支援単価 8,000円/10a（ただし、Iの②の取組は 4,400円/10a）

*支援単価は国と地方公共団体（県+町）の合計金額です。

4. 申請手続き

申請期間は、平成26年6月30日までとなります。

（ただし、期限までに作物の収穫が終了する場合は、収穫前までに申請をお願いします。）

申請時に必要な書類 ①実施計画書（兼確認依頼書）、②交付申請書

担当課に用意してありますので、連絡をお願いします。

≪問い合わせ先≫

山都町役場 農林振興課 農政係 電話 72-1136

// 清和総合支所 産業振興課 電話 82-2111

// 蘇陽総合支所 産業振興課 電話 83-1111

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、〔・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など〕は除きます。

● 支給額

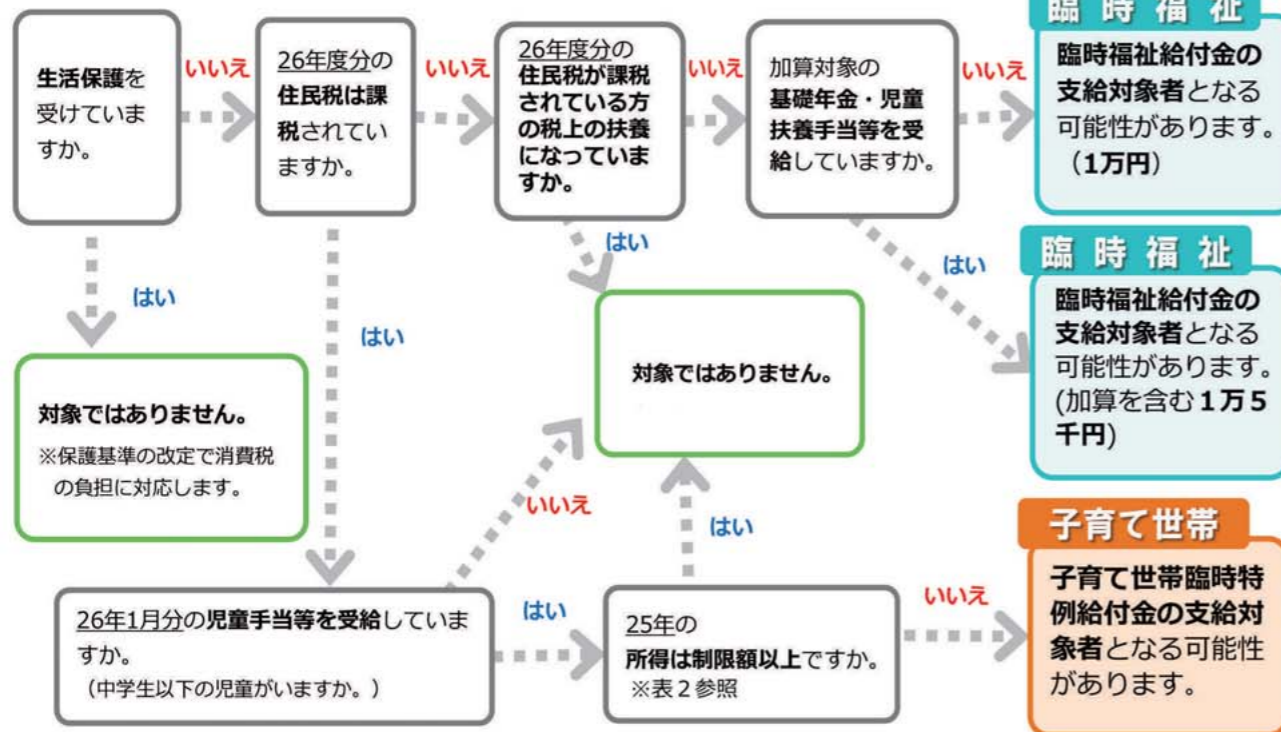
対象児童1人につき **10,000円**

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

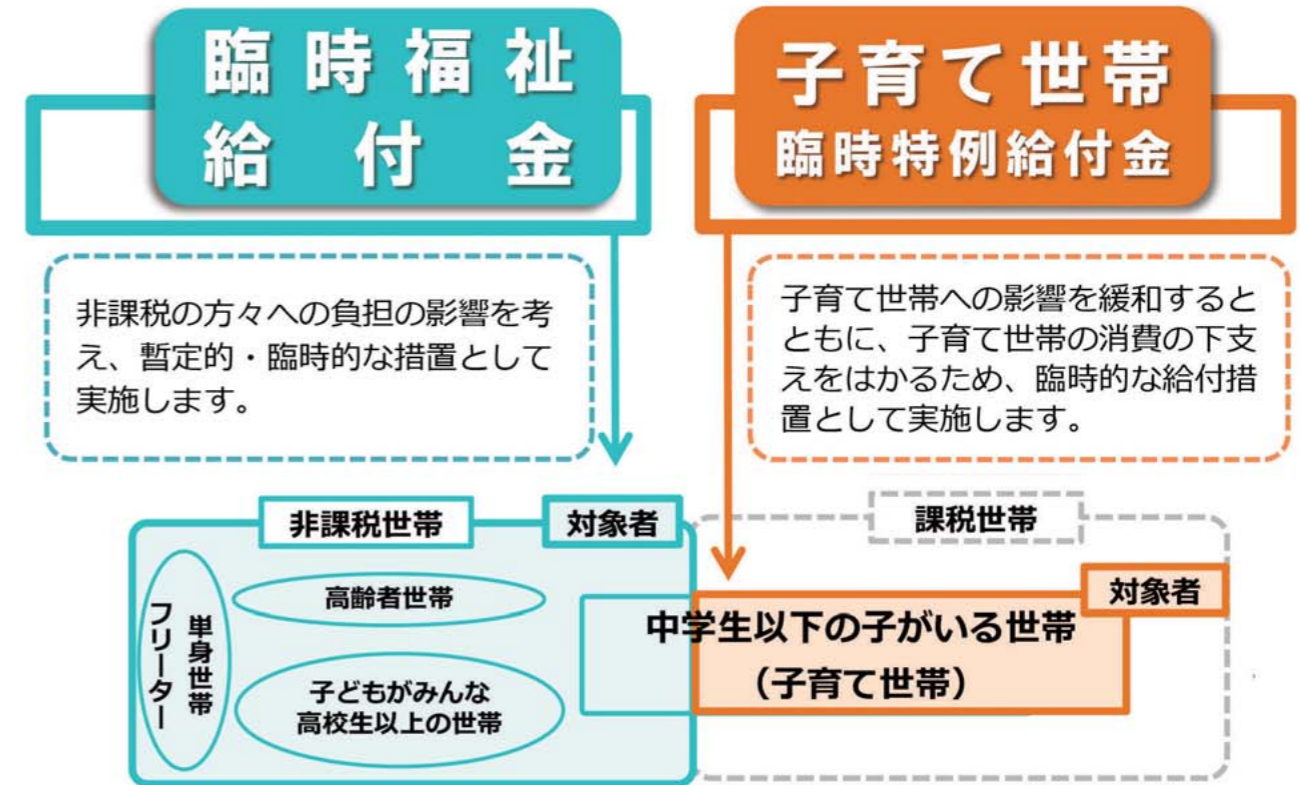
受給対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は山都町または厚生労働省までお問い合わせください。
※申請方法については次項に掲載しています。

消費税率の引き上げに伴う、「給付金」の受給手続きについて



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。両方に該当する場合は、臨時福祉給付金が優先されます。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
- ただし、〔・課税されている方の税上の扶養になっている場合
・生活保護の受給者である場合 など〕は除きます。

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

自然の中で豊かに育つ子どもたち その53

矢部郷自然観察会 代表 藤吉 勇治



前号に続いて、五老ヶ滝周辺の自然観察路での観察の様子をお伝えしたい。
ソウシチヨウが山都町で確認されたのは20年程前のことだった。九州中央山地の国見岳周辺で確認されたのだが、その後この地域に生息していたコマドリが減少したことから、外来種のソウシチヨウの影響が懸念された。現在ソウシチヨウは里山へと生息場所を広げており、他の在来の野鳥への影響も心配されている。

次に、メジロの群れがやってきた。メジロの群れは急いで通る。移動した方向から考えると、おそらく遊歩道の途中にあったツバキの花の蜜を吸いに行ったのだろう。もうしばらくこの場所で観察を続けることにした。メジロの後にやって来たのはシジュウカラだった。「ツピー、ツピー」と鳴きながら、忙しそうに餌を探している。すると、シ

「おや、もしかして。」急いで双眼鏡を構えた。体の大きさがとても小さい。しかも動きが速くなかなか確認できない。「もしかして...」ようやく双眼鏡で姿を捉えた。やはり小さい野鳥とされているキクイタダキだ。
全長は10cm程で、頭頂部の黄色い模様が特徴だ。漢字では「菊戴」と書くように、頭の上に菊の花びらを載せたように見えることから命名された。なんともかわいく美しい鳥だ。九州へは冬の時期に、北の地域から渡ってくる。山都町では過去に観察記録があるが数は少ない。今回確認出来たのは幸運だった。



この日の観察では、ミヤマホオジロ、オシドリ、キクイタダキなど16種の野鳥を確認できた。山都町の自然の豊かさを再認識した。次は子どもたちと一緒に観察したい。

山都警察署・署協議会だより 山都警察署 TEL72-0110

春の全国交通安全運動実施結果
4月6日(日)から4月15日(火)まで、春の全国交通安全運動が行われました。
期間中はボランティア団体による街頭指導やキャンペーンが行われるなど、交通事故防止に向けた取組みが数多く行われ、その結果、山都町内における人身事故の発生件数は1件でした。これからも、
○子どもと高齢者の交通事故防止
○自転車の安全利用の推進
○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
○飲酒運転の根絶
をよろしく願います。



<交通安全母の会による広報状況> <高齢者ドライビングコンテスト>

<期間中に行われた主なキャンペーン>
○昇り旗キャンペーン
○飲酒運転根絶キャンペーン
○高齢者ドライビングコンテスト
御協力ありがとうございました！

県内では交通事故により、5月22日現在で33人(前年比-5人)の尊い命が失われています。
山都町内でこのような悲劇が発生しないよう交通ルールを守るとともに、防衛運転に努めましょう。

犯罪・交通事故発生状況(熊本県)

事件・事故	平成26年4月末
刑法犯	3,353件(3,975件)
人身交通事故	2,554件(2,795件)
交通事故死者数	27人(32人)

犯罪・交通事故発生状況(山都町)

事件・事故	平成26年4月末
刑法犯	20件(17件)
人身交通事故	8件(6件)

給付金の申請方法

- 申請先：山都町役場 本庁健康福祉課
清和総合支所健康福祉課
蘇陽総合支所健康福祉課
平成26年1月1日時点で住民票が山都町にある方が対象です。
- 申請期間：平成26年6月2日(月)～9月2日(火)
- 提出書類：申請書(どちらの給付金も可能性のある方に申請書を郵送します。)
・臨時福祉給付金・・・税務課からの『非課税のお知らせ』の文書に同封します
・子育て世帯給付金・・・児童手当現況届提出書類に同封します

本人確認書類
住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、旅券等の写し
指定した口座が確認できる書類
金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し
(「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。)

給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で山都町に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市町村から住民票を移さずに山都町にお住まいの方については、山都町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。山都町以外が申請先となる方は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

問い合わせ先

- 申請方法に関するお問い合わせ
山都町役場健康福祉課 電話：0967(72)1229
- 制度に関するお問い合わせ
厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル 電話：0570(037)192

「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

まちの話題



めったにない機会に皆さん釘付けです



自分の分のおむすびをにぎりました

希望の家で そば打ち体験

希望の家を皆さんご存知でしょうか。現在の役場浜町事務所近くにあり、障がいを持った方の自立支援を行っています。障がいといっても人それぞれで、目に見える障がいから、目に見えない障がいから、一障がいを持った方もいらつしやいます。現在、普段は自宅と希望の家の行き来以外で、なかなか外の社会に触れることが少ない施設利用者。今回、さつまの力を借り、そば打ちの体験を実施しました。

昼前に始まった体験はまず、おむすび作りから。それぞれ自分たちの昼食分を自分たちで準備。その後、さつまの岸本さんが打つそば打ちを実際に見学。普段めつたに見る機会がないそば打ちを目の前で見た利用者は、一つ一つの行程に歓声が上がっていました。

馬見原東部 老人クラブの恒例花見

4月23日、馬見原東部老人会の花見が開催されました。会場となったのは、宮崎県との県境にほど近い岩尾野地区の遅咲き八重桜の木の下。各家庭から自慢の手作り料理などを持ち込み、満開となった八重桜を見ながら、楽しくお酒を酌み交わしました。代表の古川会長は「これからずっと続けていくつもりです。来年も綺麗な花を咲かせてくれることを願っています。」と話され、最後は万歳で締めくくりました。



八重桜の下で花見を楽しみました

明光保育園で 元気みそづくり

4月25日、明光保育園で味噌づくりの体験がありました。今年で3回目となるこの味噌づくりは女性部矢部支部下支部の協力のもと行われているものです。当日は年長児さんが女性部の皆さんと一緒に、大豆をすり鉢に入れ、こねたり、団子の形にしたりして、味噌づくりを楽しみました。味噌は「明光元気みそ」と名付けられ、最後に「おいしくなれ！」と皆で声を掛け、桶の中に味噌を投げ込みました。これから半年程寝かせた後、給食にも利用されます。



すりこぎで大豆をすりつぶします

馬見原追分唄まつり

4月29日、馬見原公民館において、馬見原自治振興区主催の第7回民謡「馬見原追分唄まつり」が開催されました。県内はもとより宮崎県からも多くの参加があり約130名が三味線や尺八に合わせ自慢ののどを披露しました。最優秀賞は、熊本市の友田豊子さんが受賞され、副賞には馬見原産の米10キロが贈られました。そのほか、馬見原にちなんだ「牡丹賞」や「追分賞」「白壁賞」など15点の賞が贈られました。当日は、馬見原の商店街もぼたん祭りが開催され終日賑わいました。



少女神楽奉納

4月3日、五穀豊穡と無病息災を祈る男成神社の祇園大祭が行われました。氏子たちや地域の方々が多数見守るなか、少女神楽が奉納されました。舞いを奉納したのは地元御岳地域の小中学生の子どもたち。練習期間は春休みになってからと短期間にもかかわらず、古式ゆかしい荘厳な舞いを扇や鈴をもち優美に奉納しました。当日はあいにくの雨模様でしたが、平日にもかかわらず多くの見物人が神楽を観覧していました。また、地元竜宮太鼓の奉納のほか、午後からは井上京子劇団による芝居の上演もありました。



高畑年祢神社 御田植え祭

5月3日、高畑年祢神社で五穀豊穡を祈願した神楽と田植え踊りが奉納されました。年に一度、神様が神殿から出て、外の世界を楽しまれます。今年も、高畑神社神楽保存会のメンバーによる神楽の奉納はたまには笑いありの神聖な奉納会となりました。また、小・中学生が田植えの衣装を身に纏い、田植え神事も行われました。この田植え神事はあぜ切りから田植えまでの一連の流れを踊りにしたもので、途中の荒起こしなどでは牛に扮した子どもたちが縦横無尽に走り回り会場の笑いと大きな拍手をもらっていました。



小山和作先生の 講演会が開催

4月13日、千寿苑において日赤熊本健康管理センター名誉所長 小山和作先生の講演会が開催されました。この講演会は、小山先生が健康予防医学でも權威のある日野原賞受賞を記念して行われたもので、「大地に根ざす人と命」と題して自然界と命の繋がりを、命の尊さについてお話されました。会場には、町内外から、200名余りの参加者があり、先生の話に聞き入っていました。



山和作先生日

おしらせ版

募集

通潤橋案内ボランティア募集

例年、9月から11月にかけて、県下200校余りの小学4年生が通潤橋を見学に訪れています。現在17名のボランティアで対応していますが、多くの町民で子供たちを迎えるため、数回の研修を実施しています。是非、積極的にご参加をお願いします。

- ▼研修日
6月中旬(第1回)、9月初旬(第2回)
- ▼案内期間
9月から11月まで
午前9時～午後15時(平日)
※午前午後とも2回ずつ
- ▼場所
円形分水、通潤橋
- ▼問い合わせ先
生涯学習課(72-0443)

相談窓口

鳥インフルエンザ発生に伴う中小企業者向け相談窓口

球磨郡多良木町において高病原性鳥インフルエンザが発生したことに伴い、中小企業者の方々からの相談に対応するため、商工関係団体に相談窓口を設置しました。

なお、県の融資制度(金融円滑化特別資金・鳥インフルエンザ関連)が活用できますので、詳しくは相談窓口にお尋ねください。

- ▼相談窓口
熊本県商工会連合会、各商工会、各商工会議所、熊本県中小企業団体

労働保険年度更新

平成26年度の労働保険料の申告・納付(労働保険年度更新)の期間は、6月2日(電子申請は6月1日)から7月10日までです。熊本労働局総務部労働保険徴収室又は労働基準監督署、日銀歳入代理店の金融機関等で申告・納付してください。また、6月27日から7月9日にかけて県内各地で開催する集合受付会場(日程は事業主の皆様へ送付します)においても申告できます。

申告される際には「労働保険概算・確定保険料申告書」に必要事項を記入の上持参ください。

年度更新手続きを怠りますと、「国」が職権で申告納付すべき正しい労働保険料の額を決定した上で追徴金を徴収することがありますので、必ず期限内に申告・納付されますようお願いいたします。

労働保険(労災保険・雇用保険の総称)は、農林水産業の一部を除いて、一人でも労働者を雇用している場合は、必ず加入しなければならない制度です。労働者を雇用している事業主の皆様で、まだ労働保険の加入手続きを済まされていない場合は、最寄りの労働基準監督署又はハローワークに御相談の上、速やかに加入してください。

- ▼問い合わせ先
年度更新申告書の記載方法
(0120-9995-9986)
- ▼その他「年度更新」について
熊本労働局総務部労働保険徴収室
(096-2111-1702)
- 【商工観光課(72-1158)】

中央会、熊本県信用保証協会
相談対応内容
鳥インフルエンザの経営活動への影響に関する相談
県融資制度の利用など、金融に関する相談
問い合わせ先
熊本県商工振興金融課
県融資制度(096-3333-2314)

ものづくり人材育成や確保相談は産業人材強化支援センター

県では、「産業人材強化支援センター」を設置し、コーディネーターがものづくりに係る人材育成のさまざまな相談を受け付けています。また、ポータルサイト「ジョブチャンネルくまもと」では、ものづくりの人材育成に関するセミナーや助成等の情報を提供しています。ポータルサイト内のフォームからは人材育成に関する個別の相談もお問い合わせいただけます。

- ▼主な活動
◎企業の要望に応じた社員研修やセミナーを紹介いたします。
- ◎社員や生徒、学生に見せたい専門的な現場や他企業の工場見学等を仲介します。
- ◎人材の斡旋はできませんが、ご相談窓口、Uターン情報窓口を仲介します。
- ◎企業が主に自社内で実施する計画的な技術指導・教育訓練に対し、外部講師を派遣するなど人材育成を支援します。
- ▼問い合わせ先
産業人材強化支援センター
(096-289-2438)

登記相談所の開設(予約制)

熊本地方法務局による無料の登記相談が開設されます。土地・建物等の売買、贈与、相続等の登記に関する相談について熊本地方法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談下さい。なお事前

山都農業振興地域整備計画全体見直しに伴う個別見直しの受付停止

町では、今年度に、農業振興地域整備計画(通称、農振)の全体見直しを行います。全体見直しに係る手続きに伴い、現在、年2回(5月、11月)行っている個別見直し(農振除外・編入)を今年度は、6月30日までの受付(1回)とし、以降は停止いたします。

- ▼個別見直し受付停止期間
7月1日(火)～平成27年3月31日(火)
- ▼個別見直し受付再開時期
平成27年度5月期分(4月)から再開します。

農業振興地域整備計画について
同計画は、優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、概ね10年先を展望した農業振興の基本となる計画です。

- ▼農振農用地区域からの除外・編入
農振農用地区域内の農地は、農地以外の目的には利用できないことになっていますが、やむを得ず他の目的(住宅・駐車場など)に利用する場合は、「農振農用地区域からの除外」の手続きが必要になります。また、新たに農振農用地区域の指定を行う際は、「農振農用地区域への編入」の手続きが必要となります。
- ▼用途区分の変更
農振農用地区域内の農地を、農業用施設(畜舎・堆肥舎・農機具格納庫など)として利用するためなど、農業上の用途を変更する場合は、「用途区分の変更」の手続きが必要になります。
- ※農振農用地区域からの除外については、除外の要件を満たした上で、他法令の許可の見込みがないと除外できませんので、土地の選定について

前に予約が必要です。

- ▼日時
6月12日(木)
午前11時～午後3時
- ▼場所
千寿苑
- ▼予約先
熊本地方法務局不動産登記部門
(096-3664-2145)
- (音声案内②→①→②を押し、山都町相談予約とお申し出下さい。)
- ▼今後の相談日
10月9日(木) 平成27年2月12日(木)
- 【総務課(72-1111)】

無料人権相談所開設

「人権擁護委員の日」に合わせて、無料人権相談所が開設されます。町内における相談所は、次のとおり開設されます。相談は無料、秘密は堅く守られますので、ご相談ください。

- ▼日時
6月2日(月) 午前10時～午後3時
- ▼会場(人権擁護委員)
矢部地区
山都町中央公民館(片山節子、赤星光洋、渡邊加代子)
- ▼清和地区
清和総合支所(山村 泰之、黒木博子)
- ▼蘇陽地区
蘇陽総合支所(工藤佐保子、菅原健二)
- 【総務課(72-1111)】

講演・講習

ひとり親の方へ 介護職員初任者研修

- ▼日程
7月5日(土)・12月6日(土)
- ※期間中計23回
- ▼場所
熊本県母子休養ホームしらゆり会館(熊本市東区錦ヶ丘)

ヒョウモンダコに注意

猛毒をもつヒョウモンダコの生息が県内の海水浴場で確認されています。ヒョウモンダコに咬まれると呼吸困難に繋がります。死に至る事もありますので、食べたことはもちろん、絶対に触らないでください。

- ▼ヒョウモンダコの特徴
①体長10cmほどの小型のタコです。他のタコと同様に体色を素早く変化させることができ、周囲の岩や海藻にカモフラージュしますが、刺激を受けると青い輪や線の模様のある明るい黄色に変化します。
- ②日本からオーストラリアにかけて西太平洋熱帯域・亜熱帯に分布し、浅い海の岩礁、砂礫底に生息します。平成21年ごろから九州北部の福岡・佐賀・長崎・大分で目撃されており、警戒を呼び掛けています。今年の4月上旬には有明の海岸で発見されています。

咬まれた時は
症状が無くても、必ず医療機関を受診してください。

- ▼問い合わせ先
御船保健所(096-2882-0016)
県健康危機管理課(096-3333-2248)
- 【住民環境課(72-0767)】

山都町農業委員会一般選挙立候補予定者説明会

任期満了による山都町農業委員会委員一般選挙が、7月8日告示、7月13日投票に決定しました。この選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。立候補届出などを円滑に行うため、関係者は出席されますようお知らせします。

▼対象
○ひとり親家庭の母または父、寡婦
○講習の全日程に出席できる方
○講習終了後、介護の業務に就業することを希望する方

- ▼定員
25人(申込多数の場合抽選)
- ▼託児
2歳～小学低学年(要事前相談)
- ▼費用
6,068円(テキスト代)
- ▼申込締切
6月13日(金)
- ▼申込・問い合わせ先
健康福祉課(72-1229)

家畜人工受精に関する講習会

次のとおり開催されますので、講習ご希望の際は6月20日までに、熊本県上益城地域振興局農業普及・振興課へ受講をお申し込みください。

- ▼家畜の種類
牛
- ▼期間
7月28日(月)～8月26日(火)
- (8月14日、15日、並びに土、日曜を除く20日間)
- ▼修業試験
8月5日(火)、8月26日(火)
- ▼開催場所
熊本県立農業大学校(合志市栄人員 30人程度)
- ▼(直立農業大学校学生10人程度を含む)
- ▼手数料
32,000円(受講を決定した後徴収)
- ▼その他
受講申込書及び業務計画書様式については、農林振興課及び各総合支所産業振興課に備え付けてありますのでお問い合わせ下さい。
- 【農林振興課(72-1136)】

お知らせ

金婚夫婦表彰
熊本日日新聞社主催の「金婚夫婦表彰」の対象者を調査しています。次の期間に結婚されたご夫婦は、区長、組長さん又は世話係まで届け出てください。

- ▼日時
6月19日(木) 午前10時～
- ▼場所
中央公民館 大研修室
- ▼内容
立候補届出の手続きなど
- ▼問い合わせ先
選挙管理委員会(72-1111)

山地災害防止キャンペーン

山崩れが起こる場所、危険箇所をよく注意してみると、危険信号と思われる変化が現れる場所が多くあります。普段から注意して見ておきましょう。

- ▼また、避難場所、避難経路についても日ごろから家族や地域ぐるみで確認し、降雨時にはテレビなどの気象情報に十分注意を払いましょう。
- ▼次の危険信号を感じたら、連絡をお願いします。
- ▼危険信号
①川がにごり、流木が混ざっている時
②雨が降り続けているのに水位が下がった時
③山の木が傾いたり斜面に亀裂がある時
④山の斜面から石が転がり落ちた時
⑤枯れたことがない湧水が止まった時
⑥湧水が急に増えた時
⑦井戸水が濁ってきた時
⑧地鳴りが聞こえてきた時
- ▼連絡先
農林振興課(72-1136)
上益城地域振興局林務課
(096-2882-0333)

6月は「食育月間」です

「食」は、私たちが生きていくうえで欠かせない命の源です。この機会に、食を楽しむことの大切さ、食の持つ多様な役割など、家族や身近な人と「食」を見つめてみませんか? 県は、「くまもと食で育む命・絆・夢プラン(熊本県健康食生活・食育推進計画)」に基づき、食育の取組みを推進しています。

- ▼問い合わせ先
熊本県健康づくり推進課
(096-3333-2252)



すくすく育て

乳幼児健診

平成 26 年 4 月 18 日 (千寿苑)
平成 26 年 4 月 25 日 (蘇陽総合支所)

4ヶ月健診



7ヶ月健診



1歳児健診



保健センターだより

6月4日(水)～6月10日(火)は歯と口の健康週間です。むし歯や歯周病の予防や、早期発見・早期治療することにより歯の寿命と健康寿命を伸ばすことを目的に、この健康週間は定められています。

皆さんは8020運動って知っていますか？8020運動とは「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」とすることです。20本以上の自分の歯があれば食生活にはほぼ満足することができると言われています。そのため「生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いをこめてこの運動が始まりました。妊婦の胎内にいる頃から歯の元は作られており、生まれて高齢になるまでの全ての年代でおいしく食べられる食生活を送り続けるためには健康な歯を保つことが大切です。ぜひあなたも8020を目指してみてください。

山都町では1月～2月にかけて8020の方をお調べをし、42名の方がおられることがわかりました。2回にわたってご紹介したいと思います。

8020 達成者紹介

<p>歯が残せた理由 ・親が立派な体に生んでくれたこと</p>	<p>歯が残せた理由 ・父親も87歳で20本以上歯があった ・1日2～3回歯みがきをし、あまり甘いものを食べない</p>	<p>歯が残せた理由 ・食後は歯をみがき、歯を大事にしていた。 ・4ヶ月に1回歯医者さんに歯のお掃除に通っている</p>	<p>歯が残せた理由 ・歯の質が良かったのだろう。1日3回食後は歯みがきをする。</p>
<p>歯が残せた理由 ・子どもの頃から甘いものはなく、粗食で育ったから</p>	<p>歯が残せた理由 ・子どもの頃から甘いものを食べていない ・子どもの頃はあまり歯みがきもしていなかったが、16歳ごろから歯をみがくようになった ・規則正しい生活をしている</p>	<p>歯が残せた理由 ・歯みがきを朝・夜2回は必ずすること ・兄、妹、息子、娘も歯が強いので体質かな。</p>	<p>歯が残せた理由 ・特になが、1日3回歯みがきしている。</p>
<p>歯が残せた理由 ・親からもった歯が良かった夜に時間をかけて歯をみがくこと</p>	<p>歯が残せた理由 ・朝1回歯みがきしている ・歯が痛いときはすぐ歯医者さんに行っている。おやつをあまりしない。</p>	<p>歯が残せた理由 ・1日3回歯みがき粉などで歯をみがいている ・歯間ブラシも使っている</p>	<p>歯が残せた理由 ・特になが、1日3回歯みがきしている。</p>
<p>歯が残せた理由 ・歯みがき粉は塩入りのものをずっと使っている</p>	<p>歯が残せた理由 ・子どもの頃はおやつはもや、からいもだった。若い頃から、歯医者でよく手入れをしていた。</p>	<p>歯が残せた理由 ・1日2回歯みがきをしている ・ヨーグルトや小魚などのカルシウムの摂取を心がけている</p>	<p>歯が残せた理由 ・何もないが、1日3回は歯みがきをしている。</p>
<p>歯が残せた理由 ・食生活においてなるべく偏らないようにしてきた。 ・歯みがきを朝、晩食後に磨くことがいい気がする。</p>	<p>歯が残せた理由 ・毎日3回歯みがきをする ・規則正しい生活をしている</p>	<p>歯が残せた理由 ・特になが、子どもの頃は砂糖は配給でお盆と正月にはごちそう(白米)だった。</p>	<p>歯が残せた理由 ・祖父が厳しく、4歳くらいから魚は丸ごと食べさせられていた。 ・今は1日3回歯みがきをしている</p>
<p>歯が残せた理由 ・固いものが好きで、よくかんで食べていた。間食はしない。規則正しい。</p>	<p>歯が残せた理由 ・朝・夕は歯みがき粉をつけてみがくが、昼は歯ブラシのみでみがく ・歯間ブラシを財布に入れて常に持ち歩き使っている。</p>	<p>歯が残せた理由 ・むし歯になったら、すぐ治療に行っていた。 ・毎食後必ず歯みがきをして、その後は飲食しない。</p>	<p>歯が残せた理由 ・祖父が厳しく、4歳くらいから魚は丸ごと食べさせられていた。 ・今は1日3回歯みがきをしている</p>
<p>歯が残せた理由 ・毎日歯をみがき、朝夕はうがいもしている。母も歯が強かった。</p>	<p>歯が残せた理由 ・歯間ブラシもここ2～3年使っている ・昔から固いものが好きで、スルメとかよくかんで食べていた</p>	<p>歯が残せた理由 ・むし歯になったらすぐに治療をしたし、今でも4ヶ月に1回は定期受診している。1日2回は歯みがきをする。</p>	

わたしたちの人権

111

だれもが人間として生きていくうえで侵すことのできない当然の権利これが「人権」です

なぜ、現在まで差別が続いているのですか？

第一に、1871（明治4）年に明治政府はいわゆる「解放令」を發布し、江戸時代の身分制度は法律や制度のうえでは廃止されたものの、翌年作成された「壬申戸籍」には依然として差別呼称が記載されていました。これが1968（昭和43）年に国が閲覧禁止通達を出すまで、差別に利用されてきたこと。

第二に、明治政府が被差別部落の人々に、より広く安定した職業に就くことを保障する具体的な施策をとらず、厳しい差別と貧困の中で、社会的地位の向上を阻まれてきたこと。

第三に、学校教育については現憲法で義務教育無償が規定されているにもかかわらず、1960年代に被差別部落の人々を中心とした闘いによって教科書が無償となるまで、差別と貧困により学校教育を受けられなかった人が非常に多かったこと。

第四に、日本社会は近代的な市民社会の性格を求めつつも、社会のいたるところに封建的な「家」意識に基づく家柄・格式を重んずる考え方が残り、上下関係や支配・服従関係を大切にしてきたこと。

第五に、日本人の精神風土の中に、個人の自由意思を基盤に行動するのではなく、伝統や習慣にとらわれたり、昔ながらの迷信や女性蔑視などの不合理な偏見を無批判に受け入れたりしてしまう風潮やけがれ意識が根強く残っていること。

このような、社会、経済、文化などの諸要因が、「和」問題を現在まで未解決のまま温存させてきたといえます。

●明治の解放令と壬申戸籍

明治政府は、西欧近代国家に一日も早く追いつくために、「殖産興業」、「富国強兵」政策を推し進めようとした。そのためには、封建的な諸制度を廃止し、経済活動を活発にする必要がありました。こうした中で、1869（明治2）年には江戸時代の身分制度を廃し、貴族・大名を華族、武士を士族、農民・町民を平民としました（四民平等）。

さらに1871（明治4）年には、平民より低い身分の呼称を廃止し、身分と職業が平民と同様に扱われることを宣言した太政官布告を發布しました。これがいわゆる「解放令」です。これによって今までの身分制度は、法律や制度のうえではなくなりま

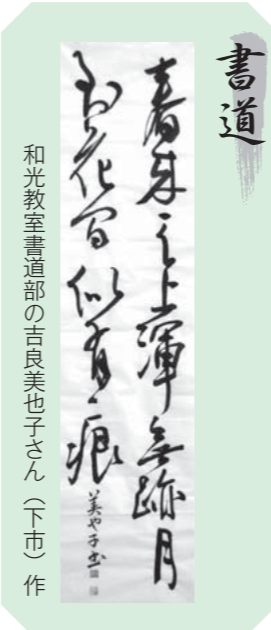
した。しかし、この「解放令」は、被差別部落の人々に対する生活の向上を実質的に保障する具体的施策を

何も伴わない、形式的・表面的なものでした。逆に、身分や職業が平民童謡となったことで地租その他の負担が課せられ、それまで専業とされてきた部落産業へも大資本が進出した結果、被差別部落の人々は以前にもまして苦しい生活を強いられることになりました。

一方、国民の間にも解放令反対を要求の中に掲げた農民一揆が起こったり、近代国家確立のために1872（明治5）年につくられた、我が国初めての全国的な戸籍、いわゆる「壬申戸籍」に差別呼称が記載されるなど、依然として被差別部落に対する差別意識は根強く残されていたのです。

●迷信・因習

非科学的かつ不合理であるにもかかわらず、現代においても物事を決めようとするときに、その判断基準として根強く残されているものに、迷信や因習があります。身近なものでは、日の吉凶を示すものとして暦にも載せられている「六曜」や干支による「ひのえうま」などの迷信や、「清め塩」などの因習があります。自分に直接かわる問題になったとき、このような迷信・因習にとらわれる考え方が、差別意識の解消の妨げとなっています。



和光教室書道部の吉良美也子さん（下市）作

季節のうた

●清和短歌会

美しい自然と空気人情の
吾れのまわりに子らの声なく
隣人が手折りてくれしバラの花
朝の挨拶良きこと誘う
税上がり年金下がる今の世は
そこはかとなく心みだるる

●馬見原酔山会

春動く新人の声大きくて
愛でる人また入れ替り藤の花
ふらふらこを漕ぐ子立ったり座つたり
やまなみの会「山脈」
人声に軽鴨の子の隠れけり
もの芽の一つ一つに神宿る
雪解水た、へてダムが眩しかり
講演でダウン症児を持つ親の
心境を聞く涙流して
春近し夜明け早まり柔らかき
陽ざしに草木芽吹き初めたり
ノーマルのタイヤで走る雪道は
スリル満点寿命も縮む

●通潤句会

経巻を運びし国の黄砂かな
山城は薩摩の備え青嵐
白杵路のみ佛つつむ若葉光

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 兼瀬 哲治 | 野中まら子 | 米田 定 | 渡辺 勝子 | 畑野フミヨ | 岩永 周子 | 今村 芳子 | 赤澤富美子 | 原田 和子 | 田代 エミ | 山下 弘子 | 本田健二郎 | 菊池 成河 | 中村 暢子 | 菊池 幸子 |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|



私達会員が、町内外を問わずテーマも絞らず撮り歩いた自然・景勝地・山林・棚田・花などの写真を展示します。（約30点程）

【出展者】
フォトサークル山都

山都町観光案内所
**ギャラリー喫茶
ルポン**
☎72-1054

～6月ギャラリーのご案内～
**「フォトサークル
山都写真展」**
平成26年6月2日(月)
～30日(月)まで
水曜日定休日

6月の当番医

6月1日	そよう病院 (電話 83-1122)
6月8日	高田整形外科 (電話 72-1007)
6月15日	坂本クリニック (電話 72-0210)
6月22日	伴病院 (電話 72-0029)
6月29日	野田医院 (電話 72-0307)

山都町の人口
〔平成26年4月30日現在〕

男	8,079人 (-20)
女	8,667人 (-20)
計	16,746人 (-40)
世帯	6,714戸 (+13)

※()は前月比
※最高齢は108歳〔女性1人〕
※平成26年4月の出生者数
8人(今年の出生者数 21人)
※平成26年4月の死亡者数
24人(今年の死亡者数 136人)

前号の訂正とお詫び
4月28発行第110号の広報やまとにおいて誤りがありました。関係各位には大変なご迷惑をおかけしました。お詫びして訂正いたします。

- 19ページ お知らせ版内「まちづくり事業補助金」(誤)募集期限 7月26日(金)
→(正)募集期限 5月15日(木)
- 24ページ 5月カレンダー(誤)13日 御岳細部
→(正)13日 御岳西部

編集後記
先月まで綺麗に咲いていた春の花もなくなり、綺麗な新緑の季節となりました。これまで春の植物が綺麗なのであまり気にしてなかったこの新緑ですが、とある方に、「この時期の緑は硬い感じではなく、柔らかい優しい感じがする。」と言われ、改めて見てみると本当にそうだなあって思います。端から、「これはこうだ！」と断定して物事を見るのではなく、柔軟に見てみると、同じものでも結構違って見えてくるものだなと思い知らされました。

話変わりますが、先日、自分の不摂生により発熱し四日間寝込んでしまいました。取材などが連日続く時の四日間はあっという間ですが、ただ家で安静にしている四日間は物凄く長く感じ、「広報紙は今月間に合うのか!？」ばかりを気にしていました。病は気からとよく言いますが心が病んでしまおうでした(笑)。こんな体験は二度としないよう、体調管理には気をつけます。そろそろ梅雨時期に入ります。皆さま、ご自愛ください(๑)。

